

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名:阿部 弘臣

戦前の日本では、1920年代に、男子普通選挙の導入という形で一定の民主化が実現し、また、政友会と憲政会(1927年以降は民政党)が交代しつつ政権を担当する政党政治が進展した。しかし1930年代には満州事変の勃発や軍部の台頭を背景として、政党政治は崩壊し、日本は太平洋戦争への道を突き進むことになる。

なぜ、そしてどのように戦前日本の民主化は展開したのか。普選導入と同時に中選挙区制が採用されたが、それはなぜだったのか。中選挙区制の下でなぜ二大政党制が成立したのか。そして、なぜ戦前の政党政治は崩壊したのか。台頭する軍部に対して、なぜ政党政治家は結束して対抗できなかったのか。

このような疑問に答えようとする本論文「民主化をめぐる政党間ゲーム:戦前日本の政党政治に関するマイクロ分析」は、戦前日本の民主化の進展と崩壊を、政党間のゲームという観点から理論的に分析した労作である。本論文は、全9章から構成される。

第1章では、本論文を貫く問題設定と分析枠組みが提示される。すなわち、本論文が扱う問題は、第一に、民主化(本論文では主に普選導入を指す)の成立要因と中選挙区制採用の要因、第二に二大政党制が成立した要因、第三に民主化の崩壊の要因である。これらの問題を分析するに際して、本論文は、政党間の協力という視角を軸に据える。民主化の実現や二大政党制の成立においては政友会と憲政会(民政党)は協力することができたが、軍部の台頭に対しては協力に失敗し、政党政治の崩壊を招いた。こうした協力の成否について説明するには、ミクロ的に基礎づけられたゲーム論的分析が有効であるというのが本論文の立場である。加えて、本論文は政党を代理人等の受動的アクターでなく能動的なアクターとして想定し、社会的規範や政治理念でなくアクターの自己利益に基づく分析を提供するとの立場も明らかにされている。

第2章では、1925年の護憲三派内閣による普通選挙の導入を扱っている。すなわち、なぜ憲政会は普通選挙を推進する誘因を持ったのか、また、当初は普選に抵抗した政友会もなぜ最終的にはそれに協力したのかを分析している。憲政会は、選挙権拡張により得票を増大させる見込みが高かったため普通選挙運動を推進し、各地域の市民団体を組織化・指導するなどした。一方、憲政会の掲げた民主化のコミットメントは、ゲーム的状况の下、政友会の戦略をも規定した。政友会は、憲政会の新たな戦略を前にして、自らも同様の戦略をとらないと敗北するおそれが強かったため、消極的ながらも憲政会に協力せざるを得なかったのである。なお、左翼陣営が極左的傾向を有していたために労働者の動員に失敗したことは、憲政会を有利な状況に置いた。

第3章では、普選導入の際に採用された選挙制度がなぜ中選挙区制だったのかについて分析している。中選挙区制の導入を主導したのは憲政会であったが、同会は小選挙区制のリスクを回避するために(すなわち「大負けしない」ために)中選挙区制を選好した。そして、社会的選択論の見

地からすれば、中選挙区制は与党三党の選択において均衡(コンドルセ勝者)となる結果であった。なお、二大政党(政友会・憲政会)のみの最適規模政権では均衡点が存在せず交渉が決裂した可能性があり、小政党(革新倶楽部)を含む過大規模政権であったことが中選挙区制の導入においては重要であった。実際に、小選挙区制だった場合の仮想の選挙結果と実際の選挙結果を比較すると、中選挙区制は初期の普通選挙において民政党(旧憲政会)を利するものであった。しかし、1930年代後半の選挙では逆に同党が損をする結果となっていた。すなわち、憲政会によるリスク回避の制度設計は序盤において功を奏したが、終盤においては失敗として現われた。

第4章と第5章は、なぜ中選挙区制において二大政党制が成立したのかを分析している。一般的には、「デュベルジェの法則」により、中選挙区制のような比例的選挙ルールは多党制を生むと理解されているが、戦前日本の政党政治はこの予想を裏切っているのである。第4章では、政党と候補者に関わる要因を取り上げている。まず、二大政党のラベル(政党のイメージやブランド)が有力であったため、候補者市場における新規参入者は既成政党を選択するのが合理的であった。そして、政党はその規模が大きければ大きいほど、選挙資金や人員補充、宣伝といった点で収穫逦増(少なくとも収穫一定)が見込まれる。さらに、既成政党は先に市場に参入していたため、新たな勢力の参入を阻止するための事前調整が可能となっていた。既成政党は、寡占市場におけるシュタッケルベルグ・リーダーのような存在だったのである。こうして、中選挙区制において民政党と政友会は棲み分けを行っていた。

第5章では、二大政党制を形成する有権者側の要因として、戦略的投票(最も支持する候補でなくても、勝つ見込みのある次善の候補に投票すること)を取り上げている。当時の戦略的投票の実施状況を分析すると、3人区におけるデュベルジェ均衡(選挙区定数を  $M$  とした場合、実質的な競争を行う候補者の数は  $M+1$  になることを指す)の発生頻度が高い。また、農村は都市よりもデュベルジェ均衡が発生しやすい場所であった。さらに同章では、政党の戦略的反応を見るために混雑度という指標を測定している。混雑度とは、均衡( $M+1$ )と現実の候補者数との誤差であるが、その誤差は十分に小さく、政党はデュベルジェ均衡を想起しながら戦略的に候補者擁立を決めていたといえる。以上のように、秀逸なラベルを持つ既成政党が存在することで、候補者と有権者は既成政党を支えるように戦略的に行動していた。そして、それを知る政党もまた戦略的、合理的に反応していた。これらの主体間をめぐる戦略的相互依存性が戦前日本の二大政党制を形成していた。

第6章から第8章は、「憲政常道」の政治について扱っている。憲政常道とは、第一党の政権が倒れると第二党に政権が委譲されるというルールだが、それは一方において民主化を達成する手段でありながらも、他方においては政党政治の継続を困難にした制度的要因でもあった。

第6章は、政党政治崩壊の要因に関する通説を検討する。一般に、政党政治を崩壊させたものとしては、外交・軍事問題、経済問題、金権政治等の複合的な要因が挙げられる。特に、それらを背景として既成政党は国民的支持を失ったとされ、そのために政党政治は断念されたと指摘されることが多い。しかし、総選挙の結果は既成政党に対する有権者の支持が十分にあったことを示しており、国民が政党政治を見限ったとの説には疑問が投げかけられる。そこで注目すべきなのが、政党間協力の問題である。憲政常道におけるメカニズム(第二党ルール)は政党の非協力的態度を

促進するものであったから、既成政党は協力の可否についてジレンマを抱えることとなった。第二党ルールが存在していなかった頃の寡頭制時代では、政治的危機が発生した場合の政党間協力は困難ではなかった。しかし、政党内閣期とその後の一定期間においては憲政常道が継続される可能性があったため、政党間協力は成功しなかった。第二党ルールは政党間協力をめぐるゲーム構造を変えたのである。

第7章は、上記のようなゲーム構造の変化を理論的に検討している。第二党ルールは、協力の継続を可能とする純調整ゲームから、裏切りの誘因が存在する囚人のジレンマへゲーム構造を変化させたのである。囚人のジレンマを解決するための方法としては、中立的主体の導入や補償の実施等が考えられるが、それらは当時の現実では困難だった。また、第三のプレイヤーを共通敵として想定することにより協力関係を作り出すことも論理的には可能であるが(架空ゼロサムゲーム)、いったん協力関係への信念が崩れてしまえば、以後の協力関係は絶望的となる。むしろ、第三のプレイヤーと結託することが合理的となる可能性も高いのであり、実際、1930年代の政友会と民政党は、自己利益最大化のために軍部・官僚へ接近することとなった。

第8章では、政党間の協力可能性を党内派閥の観点から検討している。二大政党の主流派は、短期的な視点から政党の復権を図るために軍部・官僚へ接近した。それとは対照的に、非主流派は、長期的視野から政党間協力論を維持した。すなわち、政党間協力に関するゲームとは、解決手段が複数ある調整ゲームであり、党内調整も重要な課題であった。以上のように、政党間協力が成立せず、民主化が最終的に失敗した要因は、第二党ルールに起因する政党間闘争の継続に求めることができ、さらにそれには既成政党の主流派と非主流派の対立が深く関係していた。

第9章は結論である。これまでの議論を総括した上で、政党のインセンティブ構造を解明したこと、制度としての憲政常道の効果を明らかにしたこと等、本論文の意義を確認している。

以上が本論文の概要であるが、その長所は、第一に、戦前の日本政治史をゲーム論の観点から理論的・体系的に分析したことである。戦前政治史の分析にゲーム論を明示的に適用した研究は、これまでほとんど見られなかった。一般的にゲーム論が社会現象に対して高い説明力を有していることに鑑みると、ゲーム論により歴史的因果関係に簡潔な説明を与えた本論文の学術的意義は大きい。第二に、戦前の日本政治における政党の役割に新たな位置づけを与えたことである。先行研究の多くが、既成政党を、支配層の代理人といった受動的なアクターとして想定していたのに対し、本論文は、政党を、自らの状況を改善するために主体的にルールを変更する利己的・能動的なアクターとして扱っている。そうした政党間の協力の成否という一貫した視座に基づいて民主化の進展と崩壊を説明した本論文は、日本政治史研究に新たな視角を導入するものである。第三に、制度的ルールが戦前日本の政治展開に大きな影響を与えたことを示したことである。特に、政党間の政権交代を制度化した「憲政常道」というルールが、政党間協力を阻害することを通じて政党政治の崩壊をもたらしたというパラドクスを明らかにしたことは、制度論的政治分析に対する貴重な貢献であるし、現代の日本政治を考察する上でも一定のインプリケーションを持つものであろう。

しかしながら本論文も短所とは無縁ではない。第一に、本論文で得られた知見がどこまで一般化可能性を持つかという問題がある。本論文で分析した現象が(固有の文化などではなく)アクターの

合理的選択の帰結なのであれば、日本と同様の現象が他国でも生じうるはずである。しかし、例えば中選挙区制は国際的にそれほど一般的な選挙制度ではない。こうした点を説明する必要があるであろう。第二に、歴史叙述において史実と著者の解釈とが不分明な部分や、モデルの記述においてノーションや前提の説明が不十分な部分が散見される点である。こうした点の改善が求められる。

もっとも、こうした短所は、戦前の民主化の進展と崩壊という大きなテーマを一貫した理論枠組みで説明しようという野心的な研究姿勢の代償ともいえるべきものであり、本論文の学術的価値を根本的に損なうものではない。したがって、本審査委員会は、論文提出者に博士(学術)の学位を授与するのにふさわしいものと認定する。